

介 護 保 険 施 設 の 比 較

| 区 分 | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設 |
|---------------------------|--|--|---|
| 開 設 者 | 社会福祉法人 地方公共団体 | 医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者 | 医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等 |
| 開設許可等 | 都道府県知事の指定 | 都道府県知事の許可 | 都道府県知事の指定 |
| 対 象 者 | 常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者 | 病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリ、看護・介護を必要とする要介護者 | 病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者 |
| 利用手続 | 施設と個人の契約 | 施設と個人の契約 | 病院もしくは診療所と個人の契約 |
| 費用の支払 | 介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担 | 介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担 | 介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担 |
| 利用者負担 | 費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）」の1割又は2割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担 | | |
| 給付財源 | 国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（22%） 第2号被保険者保険料（28%） | | |
| 施設基準 | 居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上 | 療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上 | 病室 （1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上 |
| スタッフ （入所者100人当たりの配置人員） | 医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 | 医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等 | 医師 3人以上 看護職員 17人以上 介護職員 17人以上 理学療法士及び作業療法士 相当数 介護支援専門員 1人 薬剤師、栄養士、等 （病院の療養病床にかかる部分のみ） |

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。